

議事日程第3号

平成29年12月15日(金曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 11件

議案第64号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算(第5号)について

議案第65号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について

議案第66号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて

議案第67号 平成29年度御嵩町下水道特別会計補正予算(第2号)につ
いて

議案第68号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第69号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第70号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について

議案第72号 指定管理者の指定について

議案第73号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

発議第2号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会(必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の
議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員 (12名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴

男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫

副町 長 寺 本 公 行

教育 長 高 木 俊 朗

総務部 長 伊 左 次 一 郎

民生部 長 加 藤 暢 彦

建設部 長 亀 井 孝 年

教育参事兼

学校教育課長 山 田 徹

総務防災課長 須 田 和 男

環境モデル都市

企画課長 小 木 曾 昌 文

推進室長兼 山 田 敏 寛

まちづくり課長

亜炭鉱廃坑

対策室長 鍵 谷 和 宏

税務課長 中 村 治 彦

住民環境課長 若 尾 宗 久

保険長寿課長 日 比 野 伸 二

福祉課長 高 木 雅 春

農林課長 可 児 英 治

上下水道課長 大 鋸 敏 男

建設課長 筒 井 幹 次

会計管理者 佐 久 間 英 明

生涯学習課長 石 原 昭 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

議会事務局長 各 務 元 規

書 記 丸 山 浩 史

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 安藤雅子さん、8番 柳生千明君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第64号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第64号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について採決を
行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 65 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 66 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 67 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 68 号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、議案第 68 号 御嵩町情報公開条例及び御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 69 号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、議案第 69 号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 70 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 70 号 御嵩町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 72 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

この指定管理についてちょっと確認をさせてください。

最初に指定管理に出すときに、八百津線跡地の散歩道を活用した、このスポーツ施設を活用していくという話があったと記憶していますし、それからもう一つ、フリースペースのところに台所があって、あそこでボランティアを活用したちょっとしたサロンのようなものも考えていくというようなお話だったと思うんですが、その点については今どういうふうになっているのか、今後どういうふうにされていくのか、少し説明をお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

岡本議員の御質問にお答えします。

八百津線跡地を利用した利用については、今後、指定管理者と協議して進めていきたいと、また構想からどういうことをやるのか検討をしていきたいと考えております。

また、フリースペースの活用につきましては、サロン活動のほうを実際に今行っていただいております。昨年度の実績で 4 回ほどやっていただいておりますという状況でございます。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 72 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 73 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 73 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、発議第 2 号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第2号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

この12月定例会もきょうをもって終了ということで、ただいまは全ての議案を議了していただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私ども特別職の給与条例の改正でありますけれど、大変申しわけなく皆さんには思っております。これが重いのか軽いのかどうかわかりませんが、基本的にはルーチンワーク、事務方を信頼してこれだけの事務処理をなさйтеということは、その部署に行ったその時点から約束事というよりも、仕事ですから契約事になってくると思いますけれど、それがやれていないということは大変なサボタージュであるというふうに思います。

また、もっと問題なのは、それができないとしたなら上司に相談をするとか、その風通しの部分を我々はこれからしっかりと見ていかなければいけないし、上司との意思の疎通というものができていくような組織にしなければいけないと改めて感じているところであります。

私は私なりに感じておりますし、副町長は副町長なりに大変ある種、今回の件は傷ついているという部分がございます。嫌な経験をしたわけでありましてけれど、少なくともこれを糧に組織として一丸となって向かっていけるような、もう一度そうした組織を再構築するということが心掛けていきたいと思っておりますので、また議員の皆様にはいろいろ相談をしながら、この組織の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、御協力、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

さて、今定例会では、新庁舎整備特別委員会の高山委員長から山田議長に位置選定の最も得点の高いAゾーンが望ましいという報告がされました。特別議決の対象ですので、私はこの決定を非常に重く受けとめております。少なくとも、私自身も含めて3カ所に絞った時点で、一応の合格点がつけられる場所だという判断をしました。その後、プロジェクトチームによって点数をつけながら、優劣というようなものをつけていきました結果、2つに絞られてきたという時点で議会の皆様に議論をしていただくようお願いをいたしました。

非常に時間をかけ、中身の濃い議論をしていただきましたことにお礼を申し上げるとともに、心強く移転をしっかりと進めていかなければいけないということを改めて感じているところであります。

こうしたことを長引かせてもいけませんので、特別議決の対象となるということも含めて、私自身も町民の皆さんにいろいろ意見をお聞きしております。ほとんどが突拍子もなく上之郷のほうとか、ラスパのほうという話も出てこないわけではありませんけれど、常識的に考えて、本気で考えていただいている方々でほかのところを言われたことは一人もありませんでした。

よって、ちょっと漠とした指定の仕方ではありますが、A地点バイパスエリアに決定をさせていただきたいというふうに思います。これから、そういう意味では、皆さんにまだまだ目に見えるものになってくるかと思っておりますので相談をしながら、特に議会からは議場をどうするのか

とか、委員会、議長室、控室、いろんな問題も出てくるかと思しますので、特にそういう部分についてどう設計をしていくのかということについても意見を十分賜りたいと思っておりますので、その点をよろしく願いたいというふうに思います。

A地点というのは漠としておりますので、これは取得できる土地がないというか、対象として一部欠けるような部分も出てくるという可能性もありますので、可能性がゼロであるなら、事前調査をした上で、ここは外したほうがいいなというところが出てくるかもしれませんので、漠としてとりあえずはA地点ということで、その後、可能性がきちんとつかめた時点で特別議決をしていただくということになるかと思っております。

場所についてはこのように決めさせていただきました。地権者については、3カ所について、皆さんに御説明したその時点では全て調査済みでありますので、話し合いができるかできないのかという部分も含めて、これから水面下でお話をしていくということになるかと思っております。

また、御嵩町の場合は、広大な土地が町有地であるわけでありませんので、今後、対象になってくるところは全て農振地域もしくは農地ということになってきますので、この手続のほうができる段階に早く持っていきたいと思っております。

そして、今からでもできることは、イメージとして進入路をどのようにしていくのか、どういう道路を整備していくと町民の皆さんの出入りに優しい配置ができるのかという部分について、これは建設課のほうの所管になってくると思っておりますけど、そのような計画を立てさせたいと思っております。

土地が決まりましたので、ほぼ1つの建物の面積、必要とする面積がわかっておりますので、広大な土地になるかと思っておりますけれど、それぞれの配置、見た目も使い勝手もいいような配置も今後決まっていくということになるかと思っております。

そして、構想がその時点でかなり具体化したものになってくるであろう。今は単体の絵を描けといえば描けますけれども、これらを整合性ある配置をしていこうと思えば、また設計も変わってくるでしょうし、出入りをするとか、どの駐車場を利用するのかで随分変わってくると思っておりますので、構想していただける設計者にはその思いを伝えていきたいと、建物についても私の思いや議会の皆さんの思いを聞いた上で伝えていくのが私の大切な仕事だなということを考えております。

そして、喫緊の課題になりますのは、きょうこうしてバイパスエリアに決定させていただきましたので、本来一緒に移動したいと、移転したいと言っておられた可茂消防に対して、この決定について伝えます。可茂消防のほうがそこでいいということになれば、施設としては5つの施設が集中してくる地域になってくると考えております。

私自身、Aエリアで一番心配したのは、鬼怒川のような河川の決壊等々によって、庁舎その

ものは大丈夫な状況であっても、湖に浮かんだような城のような状態にしてはいけないというふうに思っております。こうならないような方策をどうしていくのかということも含めて、可茂消防に報告した上、可茂消防がこの位置はということで難色を示されるのであれば、可茂消防用の用地の取得にいち早く御嵩町としては動いていくと。多分そうなってくると別個になりますので、可茂消防の事業のほうが早く進んでいくということになるかと思っております。

消防長に対しては、実は御嵩町はこう考えているんだということを申し上げたときに、もう今、既に本来ならば土地を取得して建設にかかろうというような時期になっていたと思っておりますけれど、それをこの用地の位置を決定するまで待ってくれというよりは、可茂消防のほうから、移転されるのであれば我々はずいていきたいという思いを述べられましたので、この件についていち早く連絡をしたいと思っております。

それらの進捗を図りながら、実は事務方のほうで、いつ特別議決をするのか、これは用地の番地まで含めた議決をしていただくわけでありますので、もしその中の一つが欠けたとすると、議決のやり直しをしなきゃいけないのか、どんな時期に議決、いわゆる上程させていただくのがタイミングとしていいのか、これら全て事務方が正確につかみ切れていない部分も若干ありますので、そのスケジュールについても議会の皆さんにも明らかにしながら、遺漏のないような形での手続をとってまいりたいと思っております。

私自身、本年、平成 29 年を決断の年ということで町民にも説明をしてまいりました。来年、平成 30 年は 1 年間動く年ということで過ごしていきたいと、このように町民にも伝えてまいりたいと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんにおかれましても、一大事業を御嵩町としては手がけるわけでありますので、その点御理解をいただきまして、議会の意思というものをしっかりと行政側に伝えていただきたいと思いますと思っております。

皆さんには、そういう意味では 50 年に 1 回のような大きな事業になるかと思っております。そういう事業にかかわれるというか、そのタイミングで議員をやっている、また私の立場でいけば、町長をやっているということは、何かの縁があるでしょうし、大変誇りに思っております。プラス思考で臨むことでよりよいものをつくっていききたいと思っておりますので、今後とも御協力、御理解、そしてアドバイスをいただきますことをお願いしたいと思います。

いよいよ年の瀬も迫ってまいりました。今一番、忘年会のシーズンとしては忙しいときかと思っておりますので、皆さんにはお体のほう十分管理をしていただいて、穏やかに年末を迎え、そして新しい年を迎えていただくことをお願いいたしまして、私の定例会最終の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これをもちまして、平成 29 年御嵩町議会第 4 回定例会を閉会とします。御苦労さまでした。

午前 9 時 28 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 安 藤 雅 子

署 名 議 員 柳 生 千 明